

令和5年12月会議

一般質問 参考資料

松岡 宏行 議員

福祉有償運送及び障害者外出支援事業対象者数

令和5年3月31日現在

事業名	対象者	人数(人)
福祉有償運送（※）	身体障害者手帳(1~6級)	879
	療育手帳(A1~B2)	189
	精神障害者保健福祉手帳(1~3級)	183
	要介護	1,064
	要支援	242
	合 計	2,557
障害者外出支援事業	身体障害者手帳(1~3級) ただし、18歳未満は等級に制限なし	462
	療育手帳(A1~B2)	163
	精神障害者保健福祉手帳(1~2級) ただし、18歳未満は等級に制限なし	109
	合 計	734

※住民福祉課より

※福祉有償運送は、上記項目のうち他人の介護によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用する方が困難な方が対象者となります。

障害者施設等への入所の場合は入所前の居住地市町村が管轄します。
障害者外出支援事業は町内に住所を有する者が対象となっているため、福祉有償運送対象者数と異なります。

福祉有償運送の利用を希望される方へ

福祉有償運送を利用できる方

福祉有償運送を利用できる方は、次の要件に該当する方です。
また、付き添いの方も同乗できます。

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難である次に掲げる方

- イ 身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」
- ロ 介護保険法第19条第1項に規定する「要介護認定を受けている者」
- ハ 介護保険法第19条第2項に規定する「要支援認定を受けている者」
- 二 その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、知的障害、精神障害、発達障害等の障害を有する者

利用方法

利用するに当たっては、運送者に登録が必要です。

運送者によって利用できる地域が異なりますので、運送者に直接お問い合わせの上、詳しい内容を確認した上で、登録の申込みをしてください。

なお、複数の運送者に重ねて登録することもできます。

利用料金

利用料金については、タクシー料金の半額を目安に各事業者が設定します。

料金の体系については、距離制や時間制、定額制など様々設定ができることになっています。

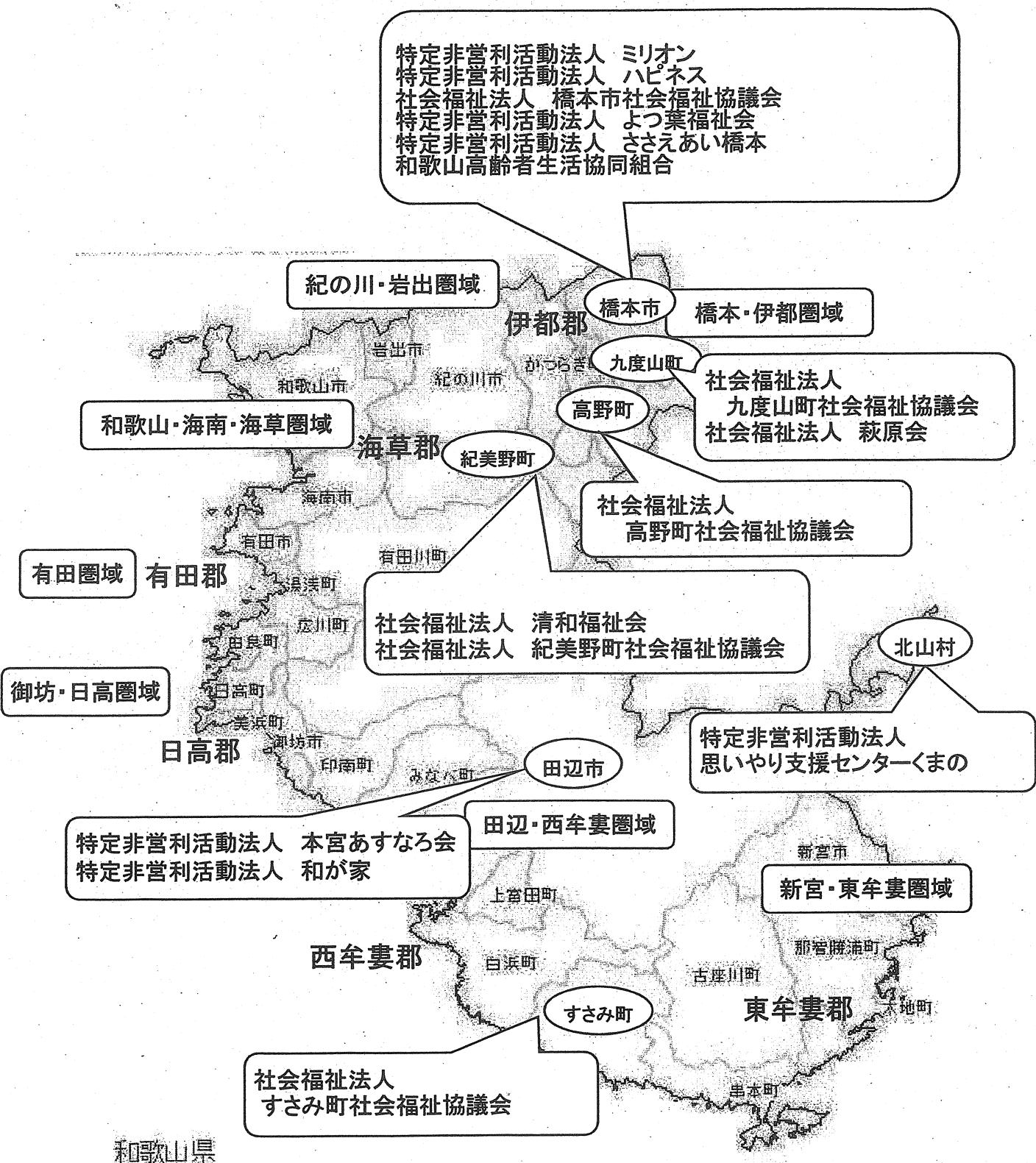
料金、料金体系は、事業所により異なりますので、詳しくは、下記「登録事業者一覧」をご覧の上、各事業所にお問合せください。

運送事業者

運送事業者の名称、電話等は、[和歌山県福祉有償運送登録事業者一覧](#)をご覧ください。

和歌山県内の「福祉有償運送事業」マップ

平成28年7月現在



ささえあい橋本福祉有償運送ご利用案内

ささえあい橋本より提供

1. 担当コーディネーターは _____ です。

2. 運送の要領

(1) 運送の範囲：運送の発地又は着地のいずれかが橋本市内であること。

(2) 利用時間：原則として午前9時から午後5時まで。

(3) 運休日：日曜日・祝日

(4) 利用方法：原則として、ご利用希望日の3日以上前に予約してください。

3. 予約方法

(1) 利用希望日の3日以上前に、ささえあい橋本の事務所（市脇のJA橋本支店2階）へ電話でお願いします。事務所で配車し、運転ボランティアに連絡します。

電話 0736-26-7326

FAX 0736-26-7327

(2) 利用申し込みは毎週、月曜日から金曜日の午前9時～12時。（午前中です。）

土曜、日曜、祝日は休み

4. 利用料金

(1) 2.4kmまで200円。以後1km毎に100円。

(2) 待機料金30分毎に100円。（上限400円）

(3) 当日、運転者が出発した後のキャンセルは、キャンセル料として500円を頂きます。

※利用カードは領収書の代わりです。利用時、乗車した時に運転者にお渡しください。運転者が記入します。

体験談

会員の皆さまの声をお伝えします。
※体験談は一例です。援助の活動の内容は、各市区町村ごとに異なります。

おかげでとても
助かっています。

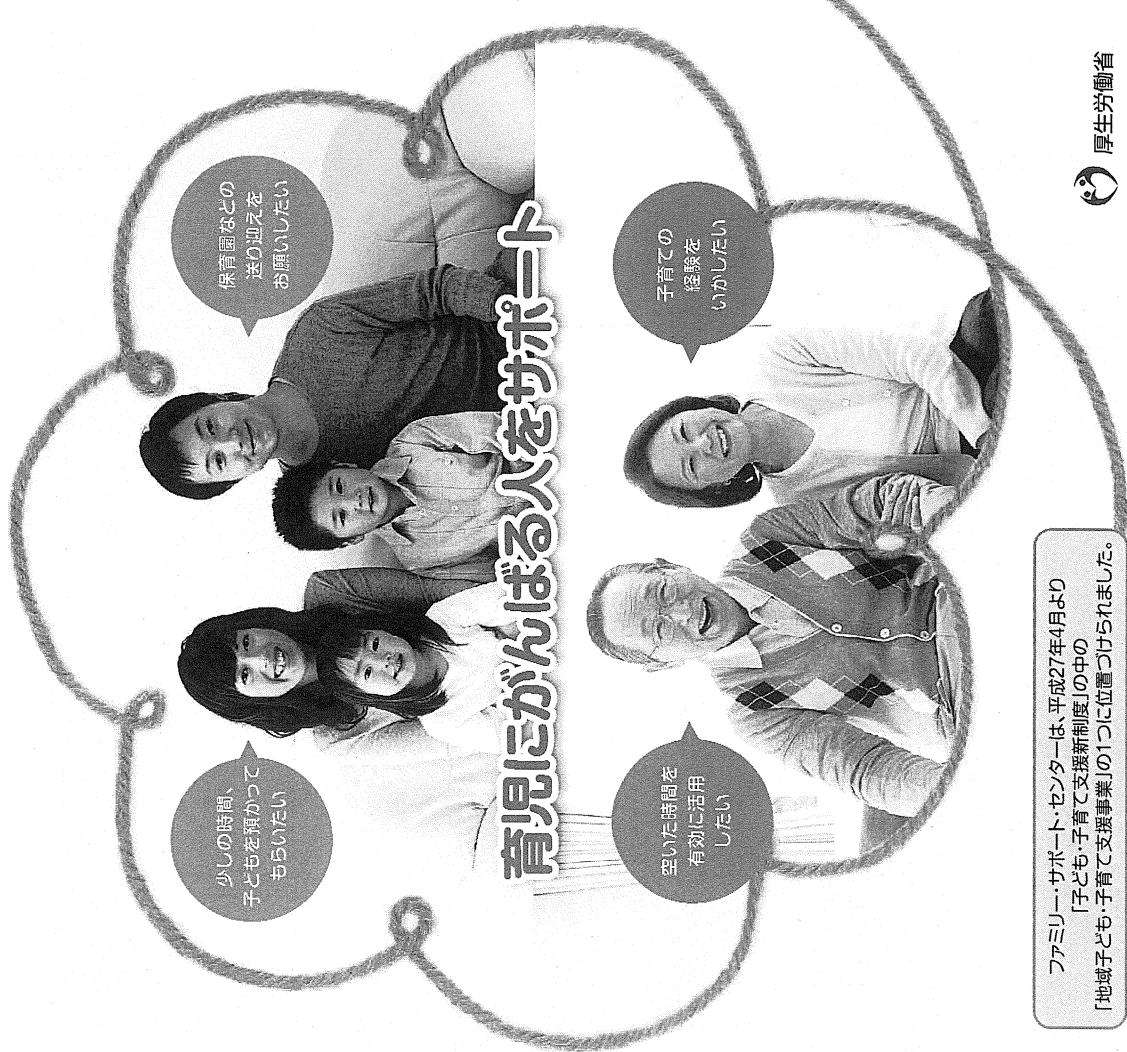
残業の日や出張の日でも子どもを預かってもらえて、安心して仕事ができます。この制度のおかげで仕事が続けれました。

なんといつても
かわいい!

関わっているお子さんの成長が見られます。今では家族ぐるみで交流もしています。とてもかわいくて毎回のサポートが楽しみです。

ファミリー・センターのご案内

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人との結びます。



ファミリー・センターは、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」の中の「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられました。

厚生労働省

わたしの
頼もしいセンター。
一緒に過ごす時間が
楽しみです。
おままで、折り紙、あやどり…、赤ちゃんと一緒に遊んでいると時間が経つのを忘れて
しまいます。赤ちゃんの笑顔は元気の源です。

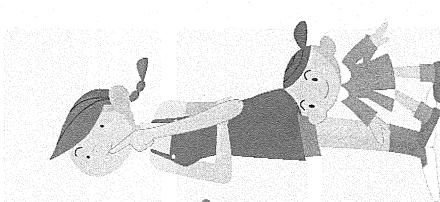
提供会員の声
その2

Q1 子どもを預かってくれる人はどんな人?
A お子さんを預かるため、提供会員は安全・事故対策も含めた援助活動に必要な講習を受けています。また会員同士、活動の前に顔合わせすることになります。

Q2 頂かつてほしいけど、料金はどのくらいかしら?
A 料金(活動報酬)は、市区町村ごとに異なります。また、時間帯や内容によつて金額が異なります。

Q3 頂つた子どもがもし事故にあつたら…。
A 万一の事故に備えて補償保険に入っています。詳しくは各市区町村のファミリー・センターにお問い合わせください。

提供会員の声
その1



ファミリー・センター事業は、「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、正式名称が「子育て援助支援事業」になりました。

提供会員「依頼会員」「両方会員」へご登録をご希望の方、質問がある方は各市区町村のファミリー・センターまでお問い合わせください。

このリーフレットについてお問い合わせは、厚生労働省 稽査局等・中央監査課 資料室へ立候
TEL:03-5253-1111(内線7358)へ

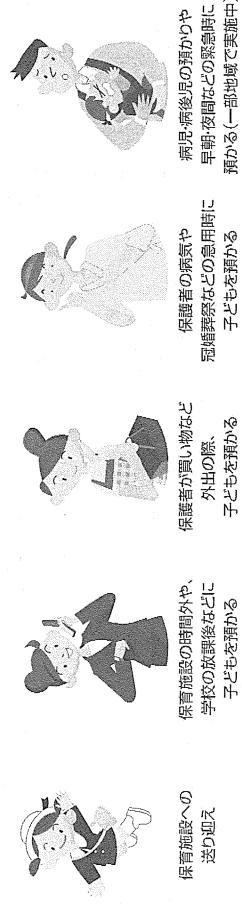
リサイクルマーク
この印刷物は、廃棄物として資源化され、リサイクルされる予定です。

「人と人をつなぎ、子どもに笑顔を」それがファミリー・サポート・センターの願いです。

ファミリー・サポート・センターとは？

子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。※市区町村で実施しています。

相互援助活動の例



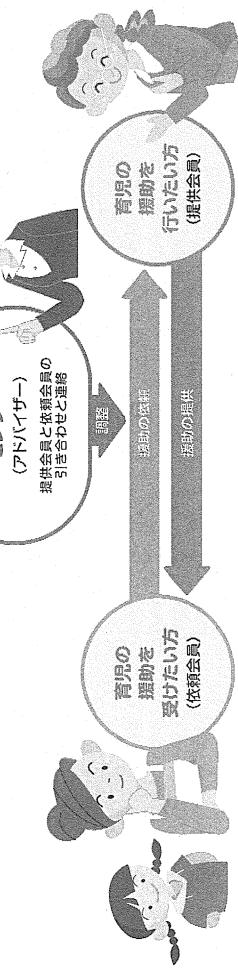
保育施設への
送り迎え
学校の放課後などに
子どもを預かる

保護者の病気や
冠婚葬祭などの急用時に
子どもを預かる

病児・病後児の頬かやり
早期療養などでの緊急時に
預かる（一部地域で実施中）

会員同士で支え合う組織です。

育児の援助を受けたい人と行いたい人が
会員となり、ファミリー・サポート・センター
が仲介して、会員同士が支え合います。



※自分の急用時には子どもを預かってほしいけれど、時間がある時は
子どもを預かることができるという方は両方会員となることができます。

ファミリー・サポート・センターは、次の業務を行います。

- ① 会員の募集、登録その他の会員組織業務

- ② 会員同士の相互援助活動の調整など

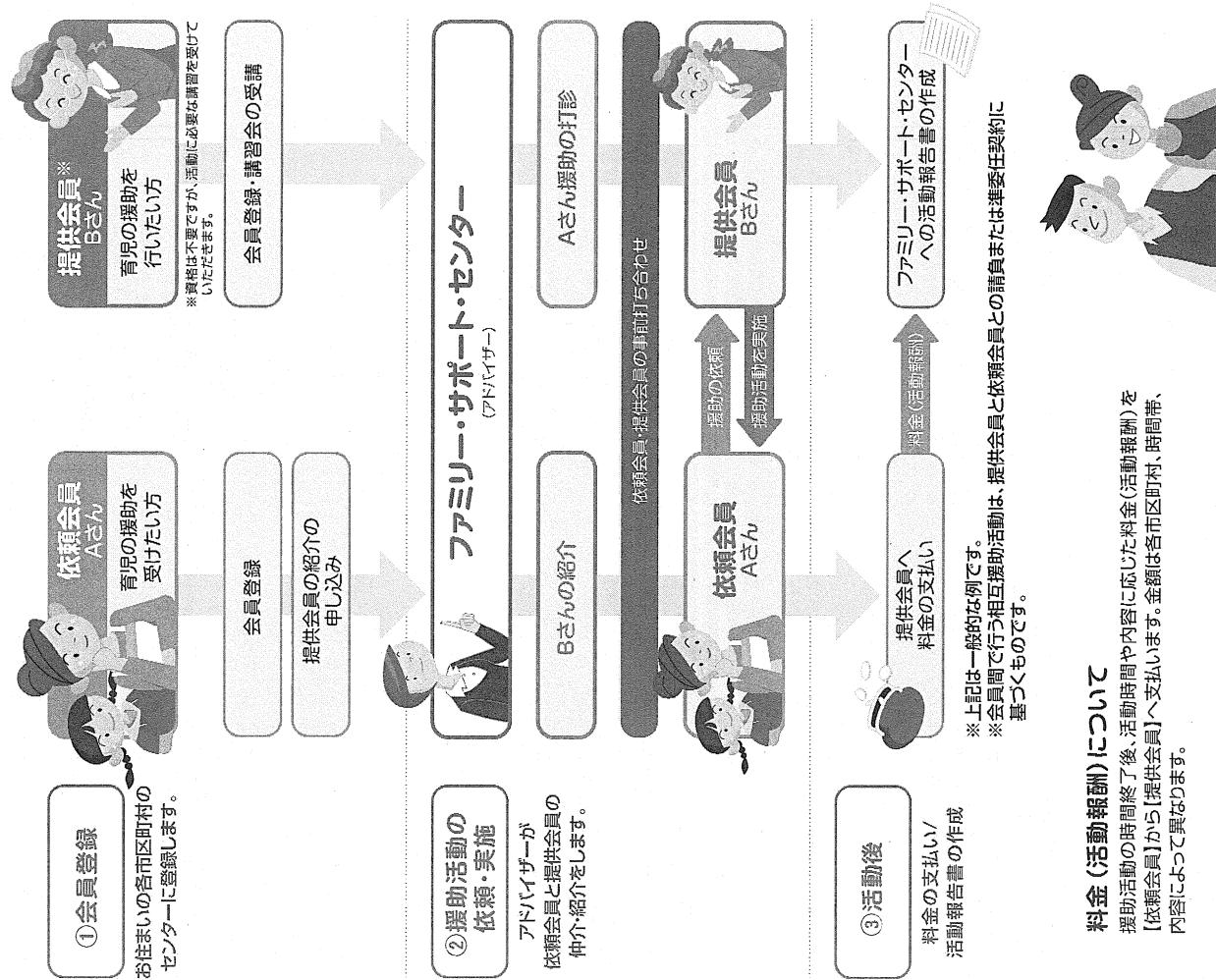
- ③ 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催

- ④ 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催

- ⑤ 保育所や医療機関など子育て支援関連施設事業との連絡調整

・一部の市区町村では、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の
預かりなど（病児・緊急対応強化事業）を実施しています。
(実施しているかどうかについては、お住まいの市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください)

活動はどうながふるに行われるの？



地域子ども・子育て支援事業とは？

地域子ども・子育て支援事業には国が定めた13事業があります。以下が事業内容と対象となる年齢等です。

●地域子ども・子育て支援事業の一覧と事業内容

事業名称	対象年齢	事業内容
延長保育事業	0歳～5歳	保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業。
放課後児童健全育成事業	小学生	保護者が就労等により専門家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業。
子育て短期支援事業	0歳～5歳、小学生	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業。
地域子育て支援拠点事業	0歳～5歳	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
一時預かり事業	0歳～5歳	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として専門において幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）」と「在園児を除く一時預かり事業（0～5歳）」の2種類があります。
病児・病後児保育事業	0歳～5歳、小学生	病児・病後児保育事業について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
ファミリー・サポート・センター事業	0歳～5歳、小学生	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業。
妊婦健診事業	妊婦家庭	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
養育支援訪問事業	—	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業。
利用者支援事業	—	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

※その他の事業としては「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、

「多様な主体の参入促進事業」があります。



○橋本市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

平成 18 年 3 月 1 日

告示第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる社会環境を築くとともに、地域の子育てを支援するため、橋本市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)事業の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示において「センター」とは、育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)及び育児の援助を行いたい者(以下「提供会員」という。)による会員組織であつて、その会員相互による育児の援助活動(以下「援助活動」という。)の調整その他次条に定める業務を行うものをいう。

(センターの業務内容)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する事。
- (2) 会員相互による育児の援助活動の調整に関する事。
- (3) 援助活動に関する研修及び指導に関する事。
- (4) 会員相互の交流に関する事。
- (5) アドバイザー(次条第 1 項に規定するアドバイザーをいう。)と提供会員とが情報交換を行うための連絡調整会議の開催に関する事。
- (6) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (7) センターの広報に関する事。
- (8) 保育園等との連携システムの構築に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的を達成するために必要な事。

2 センターは、事業や援助活動が円滑に行われるよう、別に会則を定める。

(センター長等)

第 4 条 センターに、センター長及びアドバイザーその他の必要な職員を置く。

2 センター長は、センターを代表し、業務を掌握し、アドバイザーと協力しながら事業を進める。

3 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 会員の総括
- (4) 提供会員のフォローアップ講習の実施
- (5) 会員相互援助の調整
- (6) 保育園等との連携システムに係る連絡及び調整
- (7) 提供会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
- (8) 会員のトラブルへの助言
- (9) センターの経理事務等の業務運営
- (10) 会員に対する広報誌の発刊
- (11) 他のセンター及び関係機関との連絡調整
- (12) 前各号に定めるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

(登録)